

## 資料第 6

(訟ろ-01)

平成28年3月22日

高等裁判所民事首席書記官 殿  
高等裁判所刑事首席書記官 殿  
地方裁判所民事首席書記官 殿  
地方裁判所刑事首席書記官 殿  
家庭裁判所家事首席書記官 殿  
家庭裁判所少年首席書記官 殿  
家庭裁判所首席書記官 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長 福 田 千恵子

最高裁判所事務総局総務局第三課長 佐 野 寛 次

郵便回送囑託及び郵便回送囑託がされた破産者に宛てた郵便物  
等の取扱いについて（事務連絡）

破産法第81条1項の規定による回送囑託及び回送囑託がされる破産者に宛てた郵便物等の取扱いについて、今般、日本郵便株式会社と協議を行い、新たな事務指針を下記のとおりとしましたので、4月1日以降、これによってください。

なお、民事再生法第73条1項及び会社更生法第75条1項の規定により管財人に配達すべき旨を囑託する場合にもこれに準じて取り扱ってください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

記

- 1 破産裁判所が、破産法第81条1項の規定により、日本郵便株式会社に対し、破産者に宛てた郵便物を破産管財人に配達すべき旨を囑託する場合には、「破産者に宛てて差し出された郵便物のうち、破産裁判所若しくは破産管財人から差し出され

## 資料第 6

たもの又は破産裁判所以外の裁判所から別段の指示があるものを除く。」旨を囑託書に明記する。

2 破産裁判所又は破産管財人から破産者に宛てて差し出す郵便物には、その差出人欄に「〇〇地方裁判所破産部」若しくは「〇〇地方裁判所第〇部（破産部）」又は「破産管財人〇〇」と表示するなど、差出人が破産裁判所又は破産管財人であることを明記する（これについては、従前の取扱いから変更はない。）。

3 破産裁判所以外の裁判所から、破産管財人に回送されることなく破産者に対して差し出す必要のある郵便物には、次の措置を施す。

(1) 郵便物の表面に「（囑託回送不可）」と朱書きの上、差出人欄に「〇〇地方裁判所刑事〇〇部」と表示するなど、差出人が裁判所であることを明記する（別紙第 1 参照）。

(2) 特別送達郵便の場合においては、郵便送達報告書の受領者の押印又は署名欄の左端に「（囑託回送不可）」と朱書きする（別紙第 2 参照）。

なお、平成 28 年 4 月 1 日より前にされた回送囑託書に「破産裁判所以外の裁判所から別段の指示があるものを除く。」との文言が記載されていない回送囑託の場合であっても、この取扱いによる。

(別紙第1)

1 0 2 8 6 5 1

切手

切手

東京都千代田区隼町4番2号

郵便  
一郎様

特別送達

(囑託回送不可)

バーコード

〒111-0000

東京都千代田区〇町〇番〇号

〇〇地方裁判所刑事〇〇部

